

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

資料番号	24	担当課	男女参画・子育て支援課		
法令名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例	根拠条項	8	不利益処分の種類	最低基準を維持するための児童福祉施設に対する改善命令
1 根拠規定					
○ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 第8条 知事は、公の施設の利用者がこの条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した場合又は故意若しくは過失により公の施設をき損し、若しくは消滅した場合は、その利用を停止させ、使用の許可を取り消し、又は原状回復若しくは損害賠償を命ずることができる。					
2 処分基準					
○ 愛媛県立さつき寮運営規程（昭和39年6月5日告示第495号） 第4条第2項 寮長は、入寮者について収容保護の必要がなくなったとき、又は在寮を不相当と認めるときはその者に対し、退寮を命ずることができる。					
(参考) 第3条 入寮者は、職員の指導に従い、さつき寮に関する規程を守り、忠実に更正に努めなければならない。					